



資料 2

官公需法に基づき
「平成24年度国等の契約の方針」について

平成24年7月

経済産業省

中小企業庁

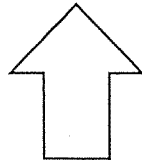
1. 「国等の契約の方針」について

- 官公需法（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号））は、国等による調達に際して、中小企業の受注機会の増大に努力するよう規定。
- 「国等の契約の方針」は、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法（第4条）に基づき、毎年度、閣議決定しており平成23年度は6月28日に閣議決定。
- 閣議決定後、各府省大臣等、都道府県知事、人口10万人以上の市長等に対し、経済産業大臣名による要請文書を発出。
- 全国50カ所で開催し、要請の趣旨をきめ細かく説明。

中小企業基本法
(制定 昭和38年7月20日
法律第154号)

第2章 基本的施策

第21条
国等からの受注機会の増大



官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（要約）
(制定：昭和41年6月30日 法律第97号)

第1条 (目的)

中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資すること。

第2条 (定義)

国等とは、国の機関及び独立行政法人等をいう。
中小企業者とは、政令で定める者をいう。

第3条 (受注機会の増大の努力)

国等は、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

第4条 (契約の方針の作成等)

国は、毎年度「国等の契約に関する方針」を作成し、閣議決定し、公表しなければならない。

第5条 (実績の概要の通知)

各省大臣は、毎会計年度終了後、契約実績の概要を経済産業大臣に通知する。

第6条 (各省各庁等に対する要請)

経済産業大臣等は、各省大臣に中小企業者の受注機会増大のためにとるべき措置を要請できる。

第7条 (地方公共団体の施策)

地方公共団体は、国に準じた施策を講じるよう努めなければならない。

2. 平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針の構成

第1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における適切な対応
- (2) 適正な納期・工期の設定、迅速な支払
- (3) 地域中小企業者の適切な評価
- (4) 適切な予定価格の作成
- (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6) 官公需を通じた被災地域への支援

4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (2) 地域の中小企業者等の積極活用
- (3) 中小企業者の適切な評価
(小規模企業の特性を踏まえた配慮措置)
- (4) 中小建設業者に対する配慮
- (5) 外注における地域の中小企業者の活用
及び人性費確保等の周知
- (6) 新規開業中小企業者の参入への配慮

2. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表
- (2) 個別発注情報の提供と説明
- (3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 分離・分割発注の推進
- (2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮
- (4) 知的財産権の取り扱いの明記
- (5) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (6) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大
- (7) 官公需適格組合等の活用
- (8) 調達手続の簡素・合理化

5. ダンピング防止対策等の推進

- (1) ダンピング防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

第2. 中小企業者向け契約目標

国等の中小企業者向け契約目標金額
約3兆8,312億円
(官公需総予算額に占める割合56.3%)

第3. 官公需対策における政府一体の取組み

- (1) 方針の普及及び徹底等
- (2) 措置状況の通知及び情報の公表
- (3) 地方公共団体の施策

3. 中小企業向け契約の平成23年度実績及び平成24年度目標

(単位：億円、%)

各府省等名	平成23年度実績			平成24年度目標		
	官公需 総実績額(A)	中小企業向け 契約実績額(B)	目標比率(B/A)	官公需 総予算額(A)	中小企業向け 契約目標額(B)	目標比率(B/A)
衆議院	173	45	26.2	122	67	55.0
参議院	33	6	19.9	31	17	55.0
最高裁判所	233	124	53.2	275	135	49.1
会計検査院	7	3	47.0	8	5	68.9
内閣・内閣府	1,186	641	54.1	978	530	54.2
復興庁	1	1	75.7	7	4	55.3
総務省	240	113	46.9	273	132	48.3
法務省	797	505	63.4	1,321	747	56.6
外務省	98	31	31.6	93	66	71.0
財務省	906	462	51.0	801	440	54.9
文部科学省	594	486	81.9	488	455	93.2
厚生労働省	548	384	70.1	897	606	67.5
農林水産省	2,028	1,563	77.1	2,320	1,790	77.2
経済産業省	187	121	64.7	178	110	61.8
国土交通省	22,906	12,492	54.5	21,855	12,015	55.0
環境省	381	135	35.5	283	192	67.9
防衛省	9,984	4,099	41.1	8,661	3,936	45.4
国計	40,301	21,213	52.6	38,593	21,249	55.1
公庫等計(注1)	28,490	15,043	52.8	29,459	17,063	57.9
国等計(注2)	68,791	36,256	52.7	68,052	38,312	56.3

注1：「公庫等」とは、独立行政法人、国立大学法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の197法人が対象（平成24年4月1日現在）。

注2：計の欄の金額は、それぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

4. 国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年度	目 標		実 績	
	官公需総予算額	中小企業向け目標額	官公需総実績額	中小企業向け実績額
		比 率		比 率
14	111,580	50,380	116,376	53,650
15	106,940	48,450	104,625	48,658
16	98,484	45,023	99,850	46,524
17	93,032	43,441	88,078	41,286
18	82,121	39,346	86,559	41,152
19	84,560	42,406	87,601	41,906
20	82,651	42,132	90,334	41,652
21	99,239	51,993	78,921	41,932
22	68,796	38,656	61,600	32,265
23	67,467	37,915	68,791	36,256
24	68,052	38,312		

注1：「国等」とは、国の機関に公庫等（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の197法人）を加えたもの（平成24年4月1日現在）。

注2：「官公需総予算額」とは、当初予算額、又は「契約の方針」の閣議決定までに成立した補正予算がある場合には、当初予算にこれを加えた額をいう。

注3：官公需対象品目について、平成21年度実績及び平成22年度目標から中小企業者の受注可能性がないもの（一部の医薬品、海上保安船舶等）を除外する等の見直しを行った。

注4：平成22年度の官公需総実績額及び中小企業向け契約実績額、平成23年度の官公需総予算額及び中小企業向け契約目標額には、東日本大震災により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

5. 地方公共団体の契約実績

(単位：億円、%)

年度	契約実績		
	官公需総額(A)	中小企業向け(B)	比率(B)/(A)
平成13年度	186,273	133,791	71.8
平成14年度	155,014	114,114	73.6
平成15年度	144,402	109,083	75.5
平成16年度	136,087	101,492	74.6
平成17年度	132,904	98,879	74.4
平成18年度	131,018	99,422	75.9
平成19年度	122,899	92,696	75.4
平成20年度	122,353	92,027	75.2
平成21年度	130,483	99,092	75.9
平成22年度	119,390	90,430	75.7
平成23年度	各地方公共団体で取りまとめ中		

(注) 地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び特別区を対象としている。